

令和3年度 第28回定期総会

日 時 令和3年5月23日(日) 午前10時00分～
場 所 大網白里市中央公民館 講堂

議 案 書

式 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事 (議長 田村 隆文会長)

(1)	第1号議案	令和2年度事業報告について	2
(2)	第2号議案	令和2年度収支決算報告について	4
(3)	第3号議案	令和2年度会計監査報告について	5
(4)	第4号議案	令和3年度事業計画(案)について	6
(5)	第5号議案	令和3年度収支予算(案)について	8
(6)	第6号議案	理事、役員を選任(案)について	9
(7)	第7号議案	規約改正(案)について	11

4. その他

5. 閉 会



大網白里市国際交流協会

(1) 第1号議案 令和2年度事業報告について

昨年度書面決議による総会において承認を得ました事業計画は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、次の通り実施または中止となりました。

1) 多文化共生委員会事業

- ① 多文化共生推進プラン施策メニュー実施評価と協働推進活動の展開についてはコロナ感染拡大防止のために中止しました。
- ② 市総合防災訓練参加と外国人支援について、みどりが丘校区で実施予定でしたがコロナ感染拡大防止のために中止しました。
- ③ 行政提案型住民協働事業「日本語教室委員会」への全面的な支援については令和2年9月から12月まで日本語教室支援Sクラス・支援Mクラスの実施について支援しましたが、その他の期間についてはコロナ感染拡大防止のために中止しました。

2) 交流委員会事業

- ① 城西国際大学(JIU)留学生との交流活動
コロナ感染拡大防止のために中止しました。
- ② 国際食文化交流会
コロナ感染拡大防止のために中止しました。
- ③ 住民協働事業「日本語教室委員会」によるグローバルカフェ運営支援
コロナ感染拡大防止のために中止しました。

3) 研修委員会事業

- ① 講演会
城西国際大学のバハウ・サイモン・ピーター特命教授による「コロナ禍と国際関係」と題した講演会を計画しましたが、台風接近で延期、更に新型コロナウイルス感染拡大防止のため再延期となりました。令和3年度の実施に向けて検討することにしました。
- ② 他市国際交流協会の視察と意見交換
コロナ感染拡大防止のために事業の計画そのものを中止いたしました。
- ③ 英会話教室(教育委員会所属ALTによる)
木曜クラス(第1、2、3、4木曜日)
金曜クラス(第1、2、3、4金曜日)
令和2年度は2学期(9月～12月)のみ実施。
受講生全員、輪番制の「ボランティア担当表」に登録し「たのしい日本語教室」のボランティア活動等当協会の各種事業に積極的に参加しています。

4) たのしい日本語教室委員会事業

公民館事業としての「たのしい日本語教室」初級 A クラス、初中級 B クラスを毎月第 1 土曜日、第 2 土曜日に開講しましたが、コロナウイルス禍の為に開講閉講に明け暮れた一年でした。具体的には 4 月から 6 月迄閉講して 7 月から再開し 12 月まで開講、1 月から 2 月中旬まで閉講しその後年度いっぱい 3 月まで開講しました。3 月の最後となる教室活動では、修了式と書道の講師を招いて文化講習を行いました。

支援 S クラスでは 9 月から 12 月まで、日本の生活に必要な場面を想定しテーマを決め、コミュニケーション方式で授業を行いました。その後 2 月はオンラインでの授業を行い、外国人学習者から好評を得ました。

5) 広報委員会事業

① 広報誌「つばさ」(年刊)を 6 月に発行しました。

② 協会ホームページの改善と更新

迅速性と速報性の向上を目指して予告なく適時、掲載記事の内容と更新を行いました。

今後、HP を協会の情報伝達手段として積極的に活用するために工夫をしてきました。

(2) 第2号議案 令和2年度収支決算報告について

(令和2年4月1日 - 令和3年3月31日)

収入の部

単位:円

科目	予算額	収入済額	増減	備考
年会費	140,000	142,000	2,000	5,000 × 2 団体 = 10,000 3,000 × 6 家族 = 18,000 2,000 × 52名 = 104,000 1,000 × 10名 = 10,000
行事参加費	27,500	0	△27,500	
補助金	194,000	117,421	△76,579	市補助金
雑入	1	849	848	受取利息他
前期繰越金	98,246	98,246	0	
合計	459,747	358,516	△101,231	

支出の部

科目	予算額	支出済額	増減	備考
会議費	10,000	0	△10,000	
広報費	44,580	33,681	△10,899	広報つばさ 22,101 ホームページ維持費他 11,580
活動費	262,500	61,826	△200,674	研修 3,885 日本語教室 27,394 総務 30,547
事務費	56,000	52,318	△3,682	総会資料発送 33,200 ドメイン管理費 4,125 その他 14,993
予備費	86,667	0	△86,667	
合計	459,747	147,825	△311,922	

収入合計 358,516 円
 支出合計 147,825 円
 翌年度繰越金 210,691 円

(2) 第3号議案 令和2年度会計監査報告について

大網白里市国際交流協会の令和2年度収支決算について、
令和3年 3月 31日に帳簿及び関係書類を監査した結果、適正に
処理されていたことを認めます。

令和3年 3月 31日

監事 八角 榮子 

監事 小山田 光成 

(4) 第4号議案 令和3年度事業計画(案)について

新型コロナ感染拡大は依然として収まらず、最近では変異株による感染者も増加しています。一方でワクチンの接種も始まり暗いトンネルからやっと明るい出口に向かって進んでいるように感じますが、当面の間、国や県の感染防止等の指導や指針に留意しながら、下記の事業を展開していく方針です。

1) 多文化共生委員会事業

- ① 多文化共生推進プラン施策メニュー実施評価と協働推進活動の展開
- ② 「グローバル・カフェ OSIFA」の原則月1回の年度内事業再開
- ③ 市総合防災訓練参加と外国人支援
- ④ 大網白里市住民協働事業立案への取り組みと支援

2) 交流委員会事業

- ① 城西国際大学(JIU)留学生との交流活動
毎年恒例化した「留学生交流会」を秋に開催しますが開催は先方及びコロナウイルスの感染状況によっては開催出来るか否かについては流動的です。
- ② 国際食文化交流会
当市及び近隣在住外国出身者、JIU留学生等を招待して開催する国際食文化を通しての交流会を令和4年1月に中央公民館等にて開催を予定しています。開催は例年の内容を変更して開催することもあります。

3) 研修委員会事業

- ① 当協会の永年の法人会員であり、新年度から特任理事としてお迎えする野老理事兼参与(卓抜な経営手腕と社会教育およびボランティア活動で全国的に著名な大里総合管理株式会社 野老会長)による特別研修として講演会を期内に実施いたします。
特別会員研修についてはご案内をお届けしますので、奮ってご参加下さい。
- ② 英会話教室(教育委員会所属ALTによる)
木曜クラス(第1・2・3・4木曜日)
金曜クラス(第1・2・3・4金曜日)
当英会話教室のメンバーには、日本語教室等他事業へのボランティアとしての積極的参加を促しています。

4) 日本語教室委員会事業

- ① 公民館事業「たのしい日本語教室」を月2回土曜日に継続実施します。授業のレベルは、昨年度と同様にA(レベル1)とB(レベル2)の2クラスですが、これらのクラスには、会員のボランティアが各2名輪番制で教師の手

伝いをします。年間 19 回の開講を計画しています。

- ② 「日本語支援 S クラス」クラスの授業内容は、初級クラスの補習、ていねいな言葉、敬語、業務用語、業務用会話等として、受講料（教材費等）1 回 300 円を徴収します。年間 11 回の実施を予定しています。4 月と 5 月の 2 回は、オンライン授業を導入します。教師は無給の奉仕活動となります。学習支援者として、ボランティア活動をして戴く方を募集しています。
- ④ 「日本語支援 M クラス年間 11 回の開講を予定しています。M クラスでは、一人の外国人参加者に 2～3 人の日本人学習支援者がついて対話をしながら一緒に日本語を学びます。運営費として、外国人参加者から 1 回 300 円の参加費を集めます。ボランティアとしての日本人学習支援者は、会員及び一般市民から募集します。適任者に対するオリエンテーションや定期的な勉強会などを開催し、クラスの充実に努めます。

尚、参加者の向上心を煽り、クラスに続けてきて貰うために個人別の出席カードを用意し、参加クラスに 1 年を通じて 7 割の出席率を達成した参加者には、当協会より終了証書と記念品を贈呈することにしてあります。前年度は 4 名の該当者がありました。

5) 広報委員会事業

- ① 広報誌の発行：広報誌「つばさ」（年刊）を 7 月に発行します。
- ② 協会ホームページ：形態、内容の改善を図り、当協会活動の外部への PR を強化するとともに、会員へのタイムリーな行事開催予定周知及び実施結果のレポート手段としての機能強化を図ります。

(5) 第5号議案 2021 (令和3年) 年度収支予算(案)について

(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	36,000	140,000	△104,000	2,000×16 = 32,000 1,000×4 = 4,000
行事参加費	20,000	27,500	△7,500	食文化交流会 500×40名 = 20,000
補 助 金	184,000	194,000	△10,000	市補助金
雑 入	1	1	0	利息、
前 期 繰 越 金	210,691	98,246	112,445	前年度からの繰越金
合 計	450,692	459,747	△9055	

支出の部

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会 議 費	10,000	10,000	0	理事会、委員会他
広報費	50,000	44,580	5,420	ホームページ維持費、要覧 広報つばさ、
活 動 費	300,000	262,500	37,500	総会経費、 日本語教室 グローバル・カフェ、 食文化交流会、他協会参加費等
事 務 費	30,000	56,000	△26,000	総会、理事会、 広報誌関連郵送費 印刷、消耗品費等
予 備 費	60692	86,667	△25,975	
合 計	450,692	459,747	△9,055	

(6) 第6号議案 理事、役員を選任（案）について

2021（令和3年）年度は、理事の改選年度です。新たな理事候補（5名）を含め下記の通り理事及び役員を選任を提案します。

大網白里市国際交流協会役員名簿

No.	役職名	令和2年度
1	会長	田村 隆文
2	副会長	古内 早苗
3	副会長	橋本 聡二
4	副会長	平井 杏
5	専務理事	福島 一昭
6	理事会計	村中 正子
7	理事	永野 和子
8	理事	郭 素霞
9	理事	西川 正晃
10	理事	井上 千代子
11	理事	Shelly Chua
12	理事	安平 幸博
13	理事	佐川 真理亜
14	理事	江間 寛子
15	理事	小寺 葉子
16	理事	小笠原 資子
17	理事	鈴木 百合子
18	理事	
19	理事	
20	理事	
21	監事	八角 榮子
22	監事	小山田光成

No.	役職名	令和3年度
1	会長	田村 隆文
2	副会長	中國 健二郎
3	副会長	鈴木 百合子
4	総務部長	福島 一昭
5	特任理事	野老 真理子
6	総務部次長	小阪 穂奈美
7	理事会計	西川 正晃
8	理事会計	Shelley Chua
9	理事	永野 和子
10	理事	郭 素霞
11	理事	井上 千代子
12	理事	安平 幸博
13	理事	佐川 真理亜
14	理事	江間 寛子
15	理事	小寺 葉子
16	理事	小笠原 資子
17	理事	都築 純
18	理事	宮崎 育美
19	理事	安川 豊
20	理事	
21	監事	八角 榮子
22	監事	小山田光成

大網白里市国際交流協会名誉会長・顧問・参与名簿

No.	役職名	令和2年度
1	名誉会長	
2	顧問	小川 公延

No.	役職名	令和3年度
1	名誉会長	
2	顧問	小川 公延

尚、新任理事候補のは、下記の通りです。

1) 野老 真理子氏

2) 都築 純氏

3) 小坂 穂奈美氏

4) 安川 豊氏

5) 宮崎 育美氏

(7) 第7号議案 規約改正(案)について

大網白里市国際交流協会規約改正（令和3年度案）

現行	改正案
<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は大網白里市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。英文名をOamiShirasato International Friendship Association、略称をOSIFAという。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協会の事務所は、大網白里市役所（大網白里市大網115-2）内におく。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協会は、大網白里市民と世界の人々との相互理解と友好親善を深めるために、教育、文化、スポーツ、産業経済等の広範な分野における国際交流、国際協力、及び身近な生活の場における多文化共生を推進し、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与するとともに、世界平和の進展に資する事を目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する事業の計画及び実施</p> <p>(2) 国際交流団体、国際協力団体及び多文化共生推進団体との連携及び情報交換</p> <p>(3) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する調査及び研究</p> <p>(4) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する広報啓発事業の計画及び実施</p> <p>(5) 大網白里市との行政提案型協働事業を推進するための支援</p> <p>(6) その他、前条の目的を達成するために必</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は大網白里市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。英文名をOamiShirasato International Friendship Association、略称をOSIFAという。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協会の事務所は、大網白里市役所（大網白里市大網115-2）内におく。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協会は、大網白里市民と世界の人々との相互理解と友好親善を深めるために、教育、文化、スポーツ、産業経済等の広範な分野における国際交流、国際協力、及び身近な生活の場における多文化共生を推進し、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与するとともに、世界平和の進展に資する事を目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する事業の計画及び実施</p> <p>(2) 国際交流団体、国際協力団体及び多文化共生推進団体との連携及び情報交換</p> <p>(3) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する調査及び研究</p> <p>(4) 国際交流、国際協力及び多文化共生推進に関する広報啓発事業の計画及び実施</p> <p>(5) 大網白里市との行政提案型協働事業を推進するための支援</p> <p>(6) その他、前条の目的を達成するために必</p>

<p>要な事業</p> <p>第2章 会員 (構成)</p> <p>第5条 この協会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した個人、家族、及び団体で構成する。</p> <p>2 会員は、第7条で規定する会費による会員区分に応じて会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出した上で承認を受けるものとする。</p> <p>2 入会に際して、次の各号のいずれかに該当すると判断された場合は、入会を認めない。</p> <p>(1) 営利を目的とする場合 (2) 政治活動を目的とする場合 (3) 宗教活動を目的とする場合 (4) 前3号に掲げるもののほか会長が不適当と認める場合</p> <p>(会員区分と会費)</p> <p>第7条 会費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 個人会員 年額 1口 2,000円</p> <p>但し、年度の途中において入会する者のうち、10月1日以降の入会者の該当年度の会費の額は1,000円とする。</p> <p>(2) 家族会員 年額 1口 3,000円</p> <p>但し、年度の途中において入会する者のうち、10月1日以降の入会者の当該年度の会費の額は、1,500円とする。</p> <p>(3) 外国人会員及び学生会員 年額 1口 1,000円</p> <p>(4) 団体会員 年額 1口 5,000円</p>	<p>要な事業</p> <p>第2章 会員 (構成)</p> <p>第5条 この協会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した個人、家族、及び団体で構成する。</p> <p>2 会員は、第7条で規定する会費による会員区分に応じて会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出した上で承認を受けるものとする。</p> <p>2 入会に際して、次の各号のいずれかに該当すると判断された場合は、入会を認めない。</p> <p>(1) 営利を目的とする場合 (2) 政治活動を目的とする場合 (3) 宗教活動を目的とする場合 (4) 前3号に掲げるもののほか会長が不適当と認める場合</p> <p>(会員区分と会費)</p> <p>第7条 会費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 個人会員 年額 1口 2,000円</p> <p>但し、年度の途中において入会する者のうち、10月1日以降の入会者の該当年度の会費の額は1,000円とする。</p> <p>(2) 家族会員 年額 1口 3,000円</p> <p>但し、年度の途中において入会する者のうち、10月1日以降の入会者の当該年度の会費の額は、1,500円とする。</p> <p>(3) 外国人会員及び学生会員 年額 1口 1,000円</p> <p>(4) 団体会員 年額 1口 5,000円</p>
--	--

<p>(退会)</p> <p>第 8 条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。納入済みの会費は、返還しないものとする。</p> <p>(除名)</p> <p>第 9 条 会長は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、理事会の承認を得て、除名することができる。この場合、納入済の会費は返還しないものとする。</p> <p>(1) 正統な理由なく 2 年以上会費を滞納したとき</p> <p>(2) 協会の会員として相応しくないと認められる行為があったとき</p> <p>(3) 第 6 条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められたとき</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第 10 条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事のうち、1 名を会長、2 名以上 3 名以下を副会長、1 名を専務理事とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 11 条 理事及び監事は総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により選任する。</p> <p>3 理事及び監事は、相互に兼ねる事が出来ない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第 12 条 会長は協会を代表し、協会の業務を統括する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、</p>	<p>(退会)</p> <p>第 8 条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。納入済みの会費は、返還しないものとする。</p> <p>(除名)</p> <p>第 9 条 会長は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、理事会の承認を得て、除名することができる。この場合、納入済の会費は返還しないものとする。</p> <p>(1) 正当な理由なく 2 年以上会費を滞納したとき</p> <p>(2) 協会の会員として相応しくないと認められる行為があったとき</p> <p>(3) 第 6 条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められたとき</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第 10 条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事のうち、1 名を会長、2 名以上 3 名以下を副会長、1 名を総務部長とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 11 条 理事及び監事は総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び総務部長は、理事の互選により選任する。</p> <p>3 理事及び監事は、相互に兼ねる事が出来ない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第 12 条 会長は協会を代表し、協会の業務を統括する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、</p>
---	---

<p>会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。</p> <p>3 専務理事は会長、副会長を補佐し、協会の業務を専ら掌理する。</p> <p>4 理事は理事会を構成し、協会の業務を執行する。</p> <p>5 監事は協会の業務及び会計状況を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第13条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。</p> <p>2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(名誉会長、顧問及び参与)</p> <p>第14条 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問、参与は、理事会の承認により、会長が委嘱し、総会に報告する。</p> <p>3 名誉会長、顧問、参与は、理事及び監事を兼ねることができない。</p> <p>4 名誉会長、顧問及び参与は、理事会及び運営会議において、議決権を有しない。</p> <p>第4章 総会</p> <p>(総会の構成と種別)</p> <p>第15条 協会の総会は、会員を持って構成する。</p> <p>2 総会は定期総会及び臨時総会とする。</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 定期総会は毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、或いは会員の2分の1以上から請求があったとき、招集することができる。</p>	<p>会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。</p> <p>3 <u>総務部長は総務部を統括し、会長、副会長を補佐するとともに、協会の会計事務及び総務業務を所掌する。</u></p> <p>4 理事は理事会を構成し、協会の業務を執行する。</p> <p>5 監事は協会の業務及び会計状況を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第13条 役員任期は2年とする。<u>ただし、協会運営上必要と認め、会長が要請する場合は、任期を延長できるものとする。</u></p> <p>2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(名誉会長、顧問及び参与)</p> <p>第14条 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問、参与は、理事会の承認により、会長が委嘱し、総会に報告する。</p> <p>3 名誉会長、顧問は<u>理事及び監事を兼ねることができない。</u></p> <p>4 名誉会長、顧問は<u>理事会及び運営会議において、議決権を有しない。</u></p> <p>第4章 総会</p> <p>(総会の構成と種別)</p> <p>第15条 協会の総会は、会員を<u>も</u>って構成する。</p> <p>2 総会は定期総会及び臨時総会とする。</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 定期総会は毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、或いは会員の2分の1以上から請求があったとき、招集することができる。</p>
---	--

<p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又はEメールにより、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第18条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 規約の制定及び改廃</p> <p>(2) 事業計画及び収支予算</p> <p>(3) 事業報告及び収支決算</p> <p>(4) 役員を選任</p> <p>(5) その他協会の運営に関する重要な事項</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第19条 総会の議長は、会長又は会長が会員の中から指名したものがこれにあたるものとする。</p> <p>(総会の定足数と議決)</p> <p>第20条 総会は、会員総数の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって開会し、議事は、委任状を含む出席した会員の過半数の同意をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した会員の数</p> <p>(3) 議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任され</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又はEメールにより、事前に会員に通知しなければならない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第18条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 規約の制定及び改廃</p> <p>(2) 事業計画及び収支予算</p> <p>(3) 事業報告及び収支決算</p> <p>(4) 役員を選任</p> <p>(5) その他協会の運営に関する重要な事項</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第19条 総会の議長は、<u>会長がこれに当たる、ただし、当日参加した会員の中から選任することができる。</u></p> <p>(総会の定足数と議決)</p> <p>第20条 総会は、会員総数の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって開会し、議事は、委任状を含む出席した会員の過半数の同意をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した会員の数</p> <p>(3) 議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名しなければな</p>
---	---

<p>た議事録署名人2人が署名しなければならない。</p> <p>第5章 理事会 (理事会の構成)</p> <p>第22条 理事会は会長、副会長、専務理事、その他の理事をもって構成する。但し、会長が認める場合、名誉会長、顧問、参与及び監事は理事会に出席して意見を述べる事ができる。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第23条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったときに開催する。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第24条 理事会は会長が招集する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又はEメールにより、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。</p> <p>(理事会の権能)</p> <p>第25条 理事会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 協会運営にかかわる基本事項 (4) 専門委員会の組織及び運営に関する事項 (5) 運営会議の組織及び運営に関する事項 (6) 事務局の組織及び運営に関する事項 (7) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項</p> <p>(理事会の議長)</p> <p>第26条 理事会の議長は、会長又は会長が理事の中から指名したものがこれに当たる。</p> <p>(理事会の定足数、議決)</p>	<p>らない。</p> <p>第5章 理事会 (理事会の構成)</p> <p>第22条 理事会は会長、副会長、<u>総務部長</u>、その他の理事をもって構成する。但し、会長が認める場合、名誉会長、顧問、参与及び監事は理事会に出席して意見を述べる事ができる。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第23条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったときに開催する。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第24条 理事会は会長が招集する。</p> <p>2 理事会を招集するときは、<u>会議の日時、場所及び審議事項等を書面、Eメール又は電話により、事前に理事に通知しなければならない。</u></p> <p>(理事会の権能)</p> <p>第25条 理事会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 協会運営にかかわる基本事項 (4) 専門委員会の組織及び運営に関する事項 (5) 運営会議の組織及び運営に関する事項 (6) 事務局の組織及び運営に関する事項 (7) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項</p> <p>(理事会の議長)</p> <p>第26条 理事会の議長は、会長又は会長が理事の中から指名したものがこれに当たる。</p> <p>(理事会の定足数、議決)</p> <p>第27条 <u>理事会の議事は出席した理事の過半数</u></p>
--	--

<p>第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催する事ができない。</p> <p>2 理事会の議事は出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(理事会の議事録)</p> <p>第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した理事の数</p> <p>(3) 議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。</p> <p>第6章 専門委員会 (専門委員会の設置等)</p> <p>第29条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の同意を得て、専門委員会を置くことができる。</p> <p>2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会が別に定める。</p> <p>第7章 運営会議等 (運営会議等の設置等)</p> <p>第30条 会長は、協会の事業の企画立案と推進を図る為、理事会の同意を得て、協会組織横断的な運営会議等を置くことができる。</p> <p>2 運営会議等の構成は、原則として、会長、副会長、専務理事、及び第29条に基づき設置された専門委員会に属する委員の代表、並びに事務局員とする。</p> <p>3 運営会議等に関する必要な事項は、理事</p>	<p><u>の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(理事会の議事録)</p> <p>第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した理事の数</p> <p><u>(3) 議決事項及び討議結果</u></p> <p>(4) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。</p> <p>第6章 専門委員会 (専門委員会の設置等)</p> <p>第29条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、<u>理事会の同意を得て、専門委員会等を置くことができる。</u></p> <p>第7章 運営会議等 (運営会議の開催)</p> <p>第30条 会長は、協会の事業の企画立案と推進を図るために、<u>運営会議を開催することができる。</u></p> <p>2 運営会議の構成は、原則として、会長、副会長、<u>総務部長及び専門委員に所属する委員の代表、並びに総務部員とする。</u></p> <p>3 会長が認めた場合、名誉会長、顧問及び参与に加え、<u>会員、非会員にかかわらず会長が必要と認めたものも</u>運営会議に出席す</p>
---	---

<p>会が別に定める。但し、会長が認めた場合、名誉会長、顧問及び参与も運営会議に出席することができる。</p> <p>第8章 事務局 (事務局の設置等)</p> <p>第31条 協会の事務を処理するため、事務局を大網白里市教育委員会内に置く。</p> <p>第9章 資産 (資産の構成)</p> <p>第32条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 会費 (2) 補助金 (3) 寄付金品 (4) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第33条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第10章 事業年度等 (事業年度)</p> <p>第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、理事会の決定を経て、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第36条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を経て、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。</p> <p>第11章 雑則</p>	<p>ることができる。</p> <p>第8章 事務局 (事務局の設置等)</p> <p>第31条 協会の事務を処理するため、事務局を大網白里市教育委員会内に置く。</p> <p>第9章 資産 (資産の構成)</p> <p>第32条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 会費 (2) 補助金 (3) 寄付金品 (4) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第33条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第10章 事業年度等 (事業年度)</p> <p>第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、理事会の決定を経て、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第36条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を経て、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。</p> <p>第11章 雑則</p>
---	---

<p>(委任)</p> <p>第37条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規約は平成6年6月25日から施行する。</p> <p>平成17年6月25日 一部改正</p> <p>平成21年6月14日 一部改正</p> <p>平成22年5月23日 一部改正</p> <p>平成24年5月26日 一部改正</p> <p>平成25年5月25日 一部改正</p> <p>平成26年5月24日 一部改正</p> <p>平成28年5月21日 一部改正</p> <p>平成30年5月27日 一部改正</p> <p>令和2年5月25日 一部改正</p>	<p>(委任)</p> <p>第37条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規約は平成6年6月25日から施行する。</p> <p>平成17年6月25日 一部改正</p> <p>平成21年6月14日 一部改正</p> <p>平成22年5月23日 一部改正</p> <p>平成24年5月26日 一部改正</p> <p>平成25年5月25日 一部改正</p> <p>平成26年5月24日 一部改正</p> <p>平成28年5月21日 一部改正</p> <p>平成30年5月27日 一部改正</p> <p>令和2年5月25日 一部改正</p> <p>令和3年 月 日 一部改正</p>
--	---